

I－9 権利擁護

【表題】サービスの希望者及び利用者の権利擁護制度

【結論】

- 障害者総合福祉法における権利擁護とは、サービスを希望し、または利用する障害者のそれぞれの生活領域（居宅、グループホーム、入所施設などにおける生活、日中活動や就労の場など）や場面（精神病院からの退院促進を含む地域移行）において、本人が孤立してかかる苦情や差別的な取扱い、虐待その他の人権侵害から、障害者総合福祉法の目的と理念にかかる権利を擁護し、侵害された権利の救済を図ることによって、本人がエンパワメントしていく過程をいう。
- 上記の権利擁護は、サービスを希望する、または利用する障害者の申請から相談支援、支給決定、サービス利用、不服申立てのすべてにわたるプロセスに対応する。
- 国は、上記の障害者総合福祉法における権利擁護を実現するための体制整備を行うとともに、差別的取り扱いや虐待などの関係する法制度との柔軟で効果的な連携協力を図るものとする。

【説明】

現在、権利擁護と相談支援に関しては、支援を提供する主体や支援の内容において、必ずしも、それらの違いや相互関係又は役割分担など深まった議論がなされているとは言い難い面もある。

しかしながら、相談支援の内容の一部として、もしくは別個の問題として「権利擁護」が独自の分野として、その必要性が強く語られてきたこともまた明白である。

そこで、本骨格提言においても、障害者総合福祉法における権利擁護の意義を盛り込み、かつまた、他の法律における権利擁護との関係等について、触れることにしたものである。

【表題】第三者の訪問による権利擁護（オンブズパーソン）制度

【結論】

- 国は、都道府県ないし政令指定都市単位で、障害者のそれぞれの生活領域

(居宅、グループホーム、入所施設などにおける生活、日中活動や就労の場など) や場面 (精神病院からの退院促進を含む地域移行) において、障害者の求めに応じ、障害者本人を含む権利擁護センター等の第三者が訪問面会を行う権利擁護のための体制整備を行うものとする。

※ 「入院中の精神障害者の権利擁護」、「障害児の施設入所と権利擁護」については、Ⅲを参照。

【説明】

入院・入所者、グループホーム、就労の場や自宅で暮らす障害者などへの権利擁護制度の創設は、障害者がその場で安心安全な生活を送るうえでも、施設等からその生活を地域に移行するうえでも重要である。

周知のように施設や自宅等における虐待など、障害者に対する人権侵害事例が後を絶たず、これを防止することは喫緊の課題である。今般成立した虐待防止法はこれに有効に対処するべきものであるが、虐待発生後の対策に重点があり、必ずしも事前の防止という観点からの具体策は用意されていない。そこで、事前の防止対策を講じることが求められるが、なかでも日頃から施設や自宅等に第三者の目が届くようになることが事前の防止策として有効である。

そのような観点からみると、施設での権利侵害等に対しても、独自の調査と改善を求める機関として機能しているオンブズパーソン制度（元々スウェーデンで始まった行政に対する苦情処理と監察を行う第三者機関制度）を、障害者総合福祉法において、障害者本人の側に立って権利侵害の調査や改善を行うことを目的とする「第三者の訪問による権利擁護（オンブズパーソン）制度」として創設する必要がある。

また、地域移行プログラムによる地域移行支援は、障害者の意思とその決定を確認し、それを実現するためのものであり、入所者・入院者、グループホーム等の居宅者が自らがどのような生活を選ぶのか、本人の意思を基本として支援するものである。地域移行と定着の過程で、本人の意思を無視したり、支援側のプランを押し付けたりしないよう、入院・入所者、グループホーム等の居宅者に対しては権利擁護センターなどが配置されるのも有効で、そのセンターを当事者が担うこともあり得る。

【表題】権利擁護と虐待防止

【結論】

- 障害者総合福祉法においては、サービスを提供する事業者の責務として、虐待や人権侵害をしてはならないことを明記するとともに、事業者が虐待の発生を未然に防止し、発生した虐待を早期に発見し、侵害された権利を回復するための体制を整備する責務を明記すべきである。
- 虐待が発生した場合には、サービスを提供する事業者やその関係者などは早期の発見と通報を行い、都道府県の権利擁護センターや市町村の虐待防止センターなどと連携協力しなければならない。
- 都道府県及び市町村は、事業者による虐待防止体制の構築に関して、職員研修、情報の提供、財政等の支援を行うものとする。

※第三者の訪問による権利擁護と虐待防止法については、Ⅲを参照。

【説明】

現行の障害者自立支援法の「市町村の責務」では、障害者等に対する虐待の防止と早期発見、そのための関係機関と連絡調整を行うことなどが明記されている。障害者総合福祉法においては、事業者の責務及び市町村と都道府県の責務として、虐待の防止と早期発見、権利擁護のための必要な援助を行う効果的な仕組みをつくることをより明確にする必要がある

【表題】サービスに関する苦情解決のためのサポート

【結論】

- 障害者総合福祉法で提供されるサービスに関して苦情を解決するためには、①寄り添い型の相談支援、②サポート機関、の二つが必要である。
- 寄り添い型の相談支援とは、苦情という形で問題化する以前の段階での相談であり、障害者本人とその関係者からの話を丁寧に聞きとる事前相談を基本とする支援をいう。相談支援機関には、とくに本人の意向に沿った支援をする役割が求められる。
- サポート機関とは、本人がサービスに対する苦情をかかえた場合、本人の

側に立って、権利擁護の観点から苦情解決に向けて対応するサポート機関（相談機関も含む）であり、これを設置することが必要である。

※苦情解決機関（社会福祉法）については、Ⅲを参照。

【説明】

苦情解決においては、そもそも、サービスに関する苦情という形で問題化する以前の段階でにおいて、障害者本人とその関係者からじっくり話を聴取する事前相談や寄り添い型の相談支援の仕組みが必要である。

上記を満たした上で、それでも改善されない、あるいは実際に起こってしまった苦情については、実態として権利を保障するための苦情解決に向けた相談を含むサポート機関が必要である。このサポート機関においては、自身の意向を伝えにくい障害者に関しては、第三者が本人の意向をくみ取る支援の仕組みが必要である。

【表題】モニタリング機関

※モニタリング機関については、Ⅲを参照。

【表題】権利擁護と差別禁止

※権利擁護と差別禁止については、Ⅲを参照。